

# 業務用電化厨房契約

(要 綱)

令和6年4月1日実施

沖縄電力株式会社



# 目 次

I	本	則	
1	適	用	1
2	要	綱	1
3	適	用	1
4	料	金	1
5	計	量	2
6	そ	の	2
	附	則	4
	別	表	5



# I 本 則

## 1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

## 2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。

この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

## 3 適 用 条 件

要綱の業務用電力 $\alpha$ または業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、かつ、この要綱実施の際現に要綱の業務用電化厨房契約（令和5年6月1日実施。以下「旧要綱」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

## 4 料 金

各月の料金は、業務用電力 $\alpha$ 、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = (2)の電化厨房電力量 × (3)の割引単価

(2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、5（計量）により計量された別表（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）の使用電力量といたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

## 5 計 量

- (1) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 電化厨房電力量の計量は、特定小売供給約款（令和6年2月13日届出。以下、「供給約款」といいます。）29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

## 6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この要綱に定めのない規定については、業務用電力Ⅰ、業務用電力Ⅱ型、

業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

## 2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

# 別 表

## 適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器